

平成27年 第11回
教育委員会定例会会議録

平成27年11月10日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2434号

平成27年第11回定例会

日時 平成27年11月10日（火） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委員長職務代理者

小 島 洋 祐

委 員

綱 川 智 久

委 員

永 山 幸 江

教 育 長

小 池 眞喜夫

「欠席委員」

委 員 長

澤 孝一郎

「説明のため出席した事務局職員」

次 長

益 口 清 美

庶 務 課 長

佐 藤 雅 志

学 務 課 長

新 井 樹 夫

学校施設担当課長

奥 津 英一郎

生涯学習推進課長

山 田 吉 和

図書・文化財課長

前 田 憲 一

指 導 室 長

渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長

小野口 敬 一

庶 務 課 庶 務 係

鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

1 第2428号 第8回定例会（平成27年8月4日開催）

日程第2 教育長報告事項

- 1 安全衛生委員会等の設置及びストレスチェック制度の実施について
- 2 新教育センター整備スケジュールの変更について
- 3 学校選択希望制集計状況について
- 4 特別支援教室の全区立小学校への設置について
- 5 後援名義等の10月分使用承認について
- 6 生涯学習推進課の10月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

- 8 図書館・郷土資料館の10月行事实績について
- 9 図書館の10月分利用実績について

「開 会」

○小島委員長職務代理者 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成27年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。
(午前10時00分)

本日、澤委員長は所用のため欠席でございます。

また、教育政策担当課長は体調不良のため欠席です。そのため、教育政策担当関係の案件については、庶務課長が説明いたします。

「会議録署名委員」

○小島委員長職務代理者 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、小池教育長にお願いします。

第1 会議録の承認

1 第2428号 第8回定例会（平成27年8月4日開催）

○小島委員長職務代理者 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成27年8月4日開催の第2428号第8回定例会の会議録につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長職務代理者 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 安全衛生委員会等の設置及びストレスチェック制度の実施について

○小島委員長職務代理者 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

「安全衛生委員会等の設置及びストレスチェック制度の実施について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「安全衛生委員会等の設置及びストレスチェック制度の実施について」ご説明いたします。資料ナンバー1に参考資料として文部科学省が発行している労働安全衛生管理体制に関するリーフレットを添付しました。

まず、リーフレットをお開きください。

労働安全衛生法では、教職員50人以上の学校には衛生委員会を設置すること、教職員が10～49人の学校には、衛生推進者を選任することとしています。

港区の場合は、用務主事、調理主事、区の事務職員、幼稚園教育職員、いわゆる区費の職員といわれる方々は、港区安全衛生委員会という体制の中に対象として入っています。しかしながら、都費教職員といわれる方々は、労働安全衛生管理体制の対象外となっています。

それでは、資料ナンバー1をご覧ください。

まず、安全衛生委員会及び衛生委員会の設置についてです。

これまで、小・中学校では教職員数が49人以下であったため、衛生推進者を選任していました。ところが、近年の児童数の増加に伴い、教職員の人数も増加しています。今年度は、港南小学校と新たに小中一貫教育校となった白金の丘小学校で教職員数が50人以上となったことから、労働安全衛生法に基づき、この両校に新たに衛生委員会を設置いたします。

安全衛生委員会については、法律上の義務はありませんが、今回の衛生委員会の設置を契機に、教職員の適切な労働環境を確保するため、全小・中学校の都費教職員を対象として、(仮称)港区教職員安全衛生委員会を設置することといたします。

(仮称)港区教職員安全衛生委員会と各学校との関係については、資料ナンバー1の下部の図で示すとおり、港南小学校と白金の丘小学校に新たに設置する衛生委員会とその他の学校に置いている衛生推進者を全体的に包括する安全衛生委員会のもとに位置付け、両者と連携して取り組んでまいります。

安全衛生委員会では、教職員の公務・通勤災害及び健康診断の受診状況等を議題として、教職員の労働安全について審議します。

設置時期は、平成27年度末を予定しています。

続いて、ストレスチェック制度の実施についてです。

再度リーフレットをお開きください。真ん中のページの下に、ストレスチェック制度の創設とあります。本年12月1日から教職員数が50人以上の学校ではストレスチェックが義務づけられ、50人未満の学校では当分の間努力義務となります。

資料ナンバー1の裏面をご覧ください。

教育委員会では、教職員自身がストレス状態を知ることでストレスをためないよう対処をしたり、適切な職場環境の確保を図るなどメンタルヘルス不調を未然に防止するため、教職員数が50人以上の学校だけでなく、全区立小・中学校の都費教職員を対象にストレスチェックを実施していくことを決定しています。

具体的なストレスチェックのイメージですが、教職員に対し、日々の仕事の状況や仕事に対して感じている事柄等について個別にアンケート調査を行います。そして、回答に基づいた分析結果を本人に通知します。また、必要に応じて、医師の面接指導を実施することを予定しています。

実施時期は、今後立ち上げます(仮称)港区教職員安全衛生委員会でご審議いただき決定した後、法で義務づけている平成27年12月1日から1年以内に実施する予定としています。

説明は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 産業医の選任が必要と書いてありますが、産業医と学校医は、専門性が性質的に違うと思います。各学校に産業医はいるのですか。

○庶務課長 現状はおりません。今回を機に、新たに産業医を選任することを予定しています。

現在、学校医の先生で産業医の資格をお持ちの方もいらっしゃるということですので、できれば学校のことをよく知っている学校医の先生に産業医になっていただけると教職員にとってもよいの

ではと考えています。

○綱川委員 わかりました。

○小島委員長職務代理者 関連でお聞きますが、学校医は、内科とか耳鼻科とか診療科目で違う先生がいるのですか。

○庶務課長 学校医は、あくまでも子どもたちを対象にした内科や耳鼻科あるいは眼科といった医師です。学校によく来られていますので、教職員とも面識があると思います。

○小島委員長職務代理者 ただ、産業医と学校医とでは中身が違う感じがするのですが。

○庶務課長 確認しましたが、産業医は資格要件が違います。診療科目によらず、すべて兼ね備えた医師がお持ちの資格ということですので、十分に対応が可能です。

○綱川委員 学校医という資格はないけれど、産業医という資格があるわけですね。わかりました。

○小島委員長職務代理者 今までは1人もいなかったのですか。

○庶務課長 おりませんでした。

○小島委員長職務代理者 今後は産業医をどの程度置くのですか。

○庶務課長 資料ナンバー1の下の図を見ていただきますと、先ほど申し上げたとおり、港南小学校と白金の丘小学校には衛生委員会を設置し、産業医もメンバーとなりますので、両校にはそれぞれ産業医を置きます。全体を包括する安全衛生委員会にも産業医を置きますので、全体で3名の方に産業医をお願いすることになっています。

○小島委員長職務代理者 港区教職員安全衛生委員会を設置することで、都費の職員、区費の職員ともに教育委員会関係は、全員が安全衛生委員会でカバーされることになるのですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○綱川委員 2つの安全衛生委員会どちらかに属して包含するということですよ。

○小島委員長職務代理者 要するに、全員が安全衛生委員会の体制の中で対象となるということですね。また、ストレスチェックですが、今、全国でいろいろな心理的なストレスから休職されている教員が多いと報告されています。港区の場合でもあるわけですが、このアンケート調査の内容を分析することがメインになるのですか。

○庶務課長 ストレスチェックというのは、自分のストレスがどういう状態にあるのかを調べる、いわゆる機械的な検査のようなものですので、その結果を受け、非常にストレス度が高いという結果が出た場合は、本人の同意が得られれば、医師による面接指導を行うことになります。

○小島委員長職務代理者 今の時代にとって重要なことですね。先生方のストレスを早期に発見して、適切な対応がとれるようにすることが一番大事だと思います。そのためにストレスチェックを行うということですが、その結果に問題があれば、学校の設置者は医師による面接指導を実施しなければならないのですが、この学校の設置者とは誰をいうのですか。

○庶務課長 学校設置者は区です。

○小島委員長職務代理者 ストレスチェックの結果をどこに報告するのですか。

○庶務課長 ストレスチェックは、あくまでも個人との関係です。その結果で何か問題が発生した

とか、高ストレスの方が何人いるとか、そういうことになれば衛生委員会の場合での議題になってくることは考えられます。

○綱川委員 あくまでも個人情報なので、管理職である学校長がこの情報の収集はできないという認識でよろしいですか。

○庶務課長 区では、義務付けがない中で既にストレスチェックを独自に実施しています。あくまでも、個人の調査結果は対個人にしか知らされません。庶務課でいえば、私のところに来るのは庶務課全体の状況という情報となります。

○教育長 この職場にはストレスを抱える人が多いとか、職場全体の傾向という情報の提供のみです。

○綱川委員 管理職である校長にも個人情報はいかないということですね。

○庶務課長 おっしゃるとおりです。

○綱川委員 精神的なものが情報として出てくると思うので、情報の機密性の保持はしなければならないですね。あくまでも本人が、その結果からカウンセリングを受けたいと申し出なければ医師による面接指導も行えないということですね。

○庶務課長 すべて本人の同意のもとで動くということです。

○小島委員長職務代理者 とても大事な仕組みなので何度もお聞きしますが、各小・中学校、幼稚園の先生にストレスチェックの調査票を渡すのは誰ですか。細かいことを聞いて申しわけないです。

○庶務課長 今、区で実施しているストレスチェック調査では、封筒に入ったアンケート用紙が直接個人に配付されます。これに個人が記入し封をして、部署で取りまとめて業者に分析を依頼しています。

○小島委員長職務代理者 業者に委託しているのは誰ですか。

○庶務課長 区の場合は、人事課が担当しています。学校の場合は、庶務課が担当として委託手続きをします。集まったアンケート用紙を委託した業者に提出し、そこで分析され、また個人に戻るというシステムです。

○小島委員長職務代理者 港区教職員安全衛生委員会ができ、教職員数が49人までの学校は衛生推進者が選任されますが、この段階では作業にまだタッチしていないのですか。

○庶務課長 安全衛生委員会自体はタッチしていません。安全衛生委員会の議題に上ってくるのは、病気休暇や病気休職の取得者が全体で何人いるか。そういったことが話題になってきます。例えばメンタル面ではどうなのかは、委員会の中でやりとりされます。

○小島委員長職務代理者 アンケート調査の結果から、少しストレスが高いのを知って、自身が手を挙げて診てくださいと言わなければ、この作業はもう終わりということですか。

○庶務課長 本人の同意があれば、医師による指導面接を行います。

同意がないと、そのまま浮上してこないということになります。

○小島委員長職務代理者 今、これだけ学校の先生がストレスからいろいろ問題があると言われていしますので、対応としてはまだ足りないような気がしますかどうか。

○**庶務課長** 実施にあたりましては、直接アンケートに答える教職員個々に、また管理者である学校長に、この制度をしっかりと周知していきます。個人のアンケート結果の分析の中身は、学校長も立ち入れないところですが、学校長へは職場分析というものが来ますので、非常にストレスを感じている人がたくさんいるのであれば、教職員に遠慮せずに申し出るように声をかける義務はあるかと思います。そのあたりは、制度をスタートさせるにあたり、学校側にきちんと周知していきたいと思っています。

○**小島委員長職務代理者** 教育委員会でも、教職員の先生方が心の病でお休みする事例が時々出てきます。そういう先生が余り出ないようにすることは、教育委員会にとって大事な話ですから、こういう制度を立ち上げることも自体はとても大事なことと思いますが、それが有効に機能しないと意味がないという気がします。

○**綱川委員** 自覚できない場合もあるので、有効に活用するには、アンケートの設問に「あなた、ストレスがありますか」という質問があるとしたら疑問です。

○**庶務課長** アンケートの設問の例からすると、「ストレスありますか」ではなく、例えば、「仕事の量が多くてなかなか時間内に終わらないですか」「職場の同僚との関係はどうですか」など、そういった設問がたくさん出てきます。

○**綱川委員** 「睡眠はとれていますか」とかですね。

○**庶務課長** 基本項目として57項目を必須としています。それにプラスすることもできますので、なるべくいろいろな角度から聞くことが大事だと思っています。

○**綱川委員** この制度をより活かすためには、将来的にどうするかも考えないともったいないかもしれないですが、個人情報に関わることなので難しいですね。

○**教育長** 本当は、職場の上司や同僚が日々その人を見ていて、「ちょっとおかしいな」と気づいてあげるのがよいと思うのですが、なかなか難しくなっているとすれば、ストレスチェック調査で自己チェックしてもらおう。ただ、同じストレスがかかってもストレスに強い人は元気に見える人もいるので、自分自身できちんと実態を把握することが重要です。いろいろな方面からなるべく見つけてあげる必要があるのでしょうか。

○**小島委員長職務代理者** このように新しく制度ができたわけですから、運用をよく研究していただいて、職場で高ストレスから休職するような人が発生しないように効果を期待したいと思います。よろしくお願いします。

○**綱川委員** ストレスチェックは、区役所の職員も行っているのですか。

○**庶務課長** はい。区の職員はすでに実施しています。

○**小島委員長職務代理者** それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 新教育センター整備スケジュールの変更について

○**小島委員長職務代理者** 「新教育センター整備スケジュールの変更について」説明をお願いします

す。

○**庶務課長** それでは、「新教育センター整備スケジュールの変更について」 ご説明いたします。
資料ナンバー2をご覧ください。

虎ノ門三丁目に整備します新教育センターを含めた気象庁庁舎の建設については、国のPFI事業として今年度、基本設計をしているところです。

現在、震災後の復興事業を含めて活発に公共事業が行われていることや2020年東京オリンピック・パラリンピックに関連した建設工事等が非常に活発化している中で、建設資材や人件費が非常に高騰している状況にあることから、国では、この基本設計の期間を当初本年7月までとしていたところを12月まで延長し、PFI事業者と工事費用のコストダウンを検討することとなったものです。これに伴い、実施設計の期間も資料にあるとおり、当初本年8月から来年3月までとしたところを来年1月から9月までと変更することとなりました。

参考の資料をご覧ください。整備スケジュールについて、変更前と変更後を示しています。本体工事につきましては、来年10月から計画どおり着工できる見通しとなっています。竣工も平成32年2月末ということで、当初の予定どおりとなっています。

資料ナンバー2の1ページをご覧ください。新教育センターに併せて整備します体験学習センター的機能の展示実施設計は、PFI事業の実施設計と密接に関連することから、同時に調整しながら進めていく日程でスケジュールを組んでいったところです。このたびのPFI事業の実施設計の変更に伴い、展示実施設計につきましても、平成28年1月から9月までと変更するものです。

また、展示実施設計の期間が、平成27年度から年度をまたぎ平成28年度まで及ぶことから、平成27年第4回定例区議会に上程します補正予算におきまして、債務負担行為を設定するものです。

説明は以上です。

○**小島委員長職務代理者** ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○**綱川委員** 債務負担行為を設定するとありますが、債務負担行為について説明してください。

○**庶務課長** 公益法人法第214条に基づいて、翌年度以降に区長が行うことができる債務負担の限度額を、期間を限定して改めて決定する。それによって、債務負担ができるということになります。

○**綱川委員** 今年度中に契約して全体は決まるので、その期間の後年度のものを保証するということですね。そこで決定して、来年度の予算に引き継ぐという意味ですね。

○**庶務課長** はい。

○**綱川委員** わかりました。

○**小島委員長職務代理者** 最終的に平成32年から運用開始できるということで、そちらへの影響はなかったのよかったですね。

地中残存躯体等の解体・撤去工事の期間と並行して行うということですね。

○**綱川委員** 工期は短縮ですよ。

○小島委員長職務代理者 東日本大地震の影響もまだあるのでしょうか。

○綱川委員 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての影響ではないですか。

○小島委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

3 学校選択希望制集計状況について

○小島委員長職務代理者 次に、「学校選択希望制集計状況について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「学校選択希望制集計状況について」ご説明させていただきます。

初めに、今年度の選択希望のスケジュールですが、10月9日に希望票を送付しております。発送数は、小学校が1,947通で、昨年度より73通多い状況です。中学校が1,398通で、昨年度より123通多い状況です。これはほぼ児童数の予測の範囲内です。

締め切りは、11月9日17時15分です。集計結果の公表は11月20日、抽選は12月1日、最終的な決定である就学通知の送付は1月8日の予定です。なお現在、データ等未入力600通弱ありますので、今回の結果は、あくまでも中間集計となります。

それでは、資料ナンバー3をご覧ください。表面が平成27年度で、裏面が平成26年度です。

まず、小学校です。(a)は通学区域内の入学予定者数です。入学予定者数とは、通学区域内の児童数となります。(b)は通学区域外からの希望者数です。あくまで現在の状況ですので、今後増加することになると考えています。計(a)+(b)の部分で、今回の大まかな傾向がおわかりいただけると思います。計1,983名となっており、平成26年度と比較しますと、58名の増です。

次に、中学校です。計1,421名となっており、平成26年度と比較しますと、72名の増です。先ほども申しましたが、今のところ、ほぼ予測の範囲内での増加傾向です。

学校を個別にご覧ください。

赤羽小学校は、平成26年度と比べると43名の増です。まだ、詳細な分析はできていませんが、おそらく人口増によるものと考えています。

白金の丘小学校は、平成26年度と比べると18名の増です。

本村小学校は、平成26年度と比べると16名の減です。ちなみに、平成26年度も減少でした。

東町小学校は、平成26年度と比べると17名の増です。

次に、中学校です。御成門中学校は、平成26年度と比べると30名の増です。ただ昨年度は、平成25年度と比べて30名の減でしたので、元に戻ったというところです。

三田中学校は、平成26年度と比べると25名の減です。昨年度は、平成25年度と比べて30名の増でしたので、その分が減ったというところです。

高松中学校は、平成26年度と比べると32名の増です。

港南中学校は、平成26年度と比べると35名の増です。昨年度も30名の増でした。

六本木中学校は、平成26年度と比べると32名の減です。

高陵中学校は、平成26年度と比べると26名の増です。昨年度も増加しています。

総括しますと、今までのところ、児童・生徒数の予想が大きく外れてはございません。今後、できるだけ早く集計を終え、結果をご報告させていただきたいと思っています。

説明は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 赤羽小学校で通学区域内の子どもの数が一番増えているようです。三田小山町の再開発から大分経っていますが、マンションに入居した子たちが学齢期になったということでしょうか。

○教育長 確か6年ぐらい前に、再開発で結構マンションが建ったのですね。

○綱川委員 赤羽小学校の改築もなるべく早くしないと足りなくなるのではと思われますが、どうですか。

○学務課長 最終的な分析は、集計が終わってからになりますが、再開発で増えているものと考えています。人口推計にはこの分が入っております。

○小島委員長職務代理者 今年の発送数が小学校で73通、中学校で123通多くなったということですが、それだけ児童・生徒が昨年と比べて増えたということでしたか。

○学務課長 小学校は約4%の増です。学校区域内の児童数がそのまま増えたということで、4%は想定内です。

○小島委員長職務代理者 抽選については、後の集計を見てからでないといけないですね。この学校は抽選になりそうだとか予想はありますか。

○綱川委員 隣接校同士で、今年はこちらが増えてこちらが減ったということがよくあります。高松中学校と三田中学校でそのような感じがしますね。最終的に集計しないとわからないでしょうけれど、私立中学校へ入学するということもありますし、実際に何人入学するかは全然違ってきますね。

例えば、南山小学校では、保護者が1クラスよりは2クラスあったほうが安心すると言われたり、1クラスだとこじんまりしていてよい教育受けられると言われたり、どちらがよいのかはよくわかりませんが、ある程度の児童数がないと学校教育としてはよくないような気がしますね。

○小島委員長職務代理者 この傾向で、何か心配だなということは、今のところないですね。

○学務課長 ほぼ想定範囲内ですが、東町小学校で児童数が年々増えていまして、ここが少し心配です。

○小島委員長職務代理者 東町小学校は何クラスでしたか。一時的に増えたことがありましたね。

○学務課長 1年生は2クラスということで、募集しています。

○綱川委員 通学区域内も増えています。61名が80名になっていますから。

○学務課長 東町小学校は5・6年生が1クラスです。他の学年は2クラスです。

○小島委員長職務代理者 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(なし)

4 特別支援教室の全区立小学校への設置について

○小島委員長職務代理者 次に、「特別支援教室の全区立小学校への設置について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「特別支援教室の全区立小学校への設置について」ご説明させていただきます。資料ナンバー4をご覧ください。

区では現在、区立小学校6校に区独自の区費講師による特別支援教室を設置していますが、平成28年度には、巡回指導教員が各小学校を巡回する都費講師による特別支援教室を全区立小学校に設置いたします。

1 これまでの経緯です。

区は、区独自のモデル事業として、平成20年度から区立小学校6校に区費講師による特別支援教室を設置しています。特別支援教室では、知的障害のない発達障害等の児童に対し、通常の学級とは別に在籍校での取り出しにより指導を行っています。

2 平成28年度以降の区取組です。

区では、これまで設置した6校の特別支援教室が教育的効果を上げていることから、平成28年度に区立小学校全校へ設置することとします。なお、この教室設置は東京都の事業ですので、都のガイドラインに基づいて行うことになります。

具体的には、教員は都費の巡回指導教員等であること。教員が実際に配置される拠点校と巡回して指導する巡回校を定め、必要に応じてグループ編成すること。東町小学校に設置している特別支援教室と同様の内容の指導を行ってきた情緒障害等通級指導学級を3年以内に特別支援教室へ移行すること等を定めています。この3年以内というのは都の基準です。

指導の対象となる児童は、知的障害のない発達障害等の児童です。これまで、区独自の特別支援教室や通級指導学級の指導を受けていた児童もこの対象になります。指導の対象とするか否かの判断にあたっては、保護者の意見を聞いた上で教員等が観察を十分行い、各小学校の校内委員会及び教育委員会による判定委員会で決定させていただきます。

指導の方法・内容等については、学校が個別指導計画を作成し、その計画に基づいて教科や指導形態を決定し、取り出しによる指導を実施します。例えば、算数は週2時間、教室で指導するというように実施します。

拠点・巡回校グループについては、表のように、現在特別支援教室を設置している6校を拠点校とし、近接する小学校をグループ化して巡回校とします。ただし、南山小学校のグループについては、現在通級指導学級を設置している東町小学校を拠点校とさせていただきます。ノウハウの蓄積や指導の実績等があることから拠点校とさせていただきました。ただし今後、東町小学校の通級指導学級が特別支援教室に移行した場合は、南山小学校を拠点校とさせていただきます。

教員等の配置については、児童10名に1名の教員(都費)を拠点校に配置します。巡回校には、拠点校から巡回指導教員を派遣します。また、臨床発達心理士等(都費)が巡回して助言をさせていただきます。さらに、教材作成等のため、各小学校に特別支援教室専門員(都費)を1名配置さ

させていただきます。

教室の設置スペースについては、特別支援教室は毎日使用する教室ではありませんので、多目的室や相談室でも設置が可能です。各小学校の児童数等の実情を踏まえ、特別支援教室の設置スペースを確保します。

3 情緒障害等通級指導学級（つぼみ学級）の対応です。

現在、東町小学校に設置している通級指導学級については、特別支援教室の全区立小学校設置後、保護者の理解を得た上で、3年以内に特別支援教室に移行します。

4 スケジュールです。

平成27年9月に全保護者にお知らせを配付しています。10月には学級担任から保護者に説明、11～12月に各小学校の保護者会で説明をする予定です。平成28年1月に決定通知を保護者宛てに送付し、4月から全区立小学校で特別支援教室を設置します。

簡単ですが、説明は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 特別支援教室専門員は、どういう資格を持っている方ですか。

スケジュールに、平成28年1月に対象児童の保護者に決定通知を送付と書いてあります。これは突然来てしまうのですか。それとも、既に保護者からの要望を聞いていて、その上で決定したことを通知するものなのでしょうか。

○学務課長 まず、特別支援教室専門員については特に資格はございません。教材の作成などをお手伝いする専門員です。

決定通知については、発送する前に保護者の承諾を得た上で通知をします。

○綱川委員 学校の校内委員会及び教育委員会による判定委員会で決定しますと書いてあっても、保護者の同意がなければということですね。

○学務課長 保護者の同意が前提です。

○綱川委員 従前と変わらないわけですね。

○小島委員長職務代理者 教員等の配置のところで、児童10名に1名の教員（都費）を拠点校に配置しますとありますが、拠点校と巡回校の児童合計10名に1名をつけるという趣旨ですか。

○指導室長 拠点校と巡回校を含めて児童が10名いるから教員を1名配置するというのではなくて、例えば、区全体で100名の対象児童がいた場合に、100名の合計に対して10名に1名の割合で配置されることになります。拠点校と巡回校でおそらくバランスが変わってくると思いますので、拠点校に最低1名は巡回指導教員を配置することになりますが、東町小学校のつぼみ学級に通っているお子さんが続けて通うケースが多くなった場合は、当然、東町小学校には多い人数の巡回指導教員を配置するということも考えられると思います。

学務課で対象となる児童の算出ができた時点で、先ほど申し上げたように、東京都から10人に1人という割合で配置されます。それを受けて、教員をどのように配置するかは、学務課と指導室で相談しながら決めるという形をとります。学校の要望、意見等を聞きながらと考えています。

○小島委員長職務代理者 特別支援教室専門員は、すでに各学校1名と決まっていますのですか。

○指導室長 特別支援教室は全区立小学校に設置されますから、全校に1名です。

教員免許は必要でないということですが、特別支援教育に関してある程度経験のある方を東京都が選考します。本区には指導室の事業として行っていた区費の講師がいますので、その方たちに、こういった制度があることを情報提供し、応募してもらうような形をとることになると思います。

○小島委員長職務代理者 今までの区費の講師の方たちは、この制度ができて変わらず配置されるのですか。

○指導室長 東京都から正規の教員が派遣されますので、来年度から区費講師の配置はしません。

○綱川委員 教員免許を持った教員ですね。

○指導室長 はい、そうです。

○教育長 特別支援教室専門員については、教員の免許を必要としないということを他区から要望した経緯があるようです。教員の免許を持っていなくても特別支援教室の専門員として非常に長けている方がおられるので、教員免許に限定しないでくださいと要望したのですね。

○綱川委員 区費の講師として勤めていた方が採用されても、その方が区にこない可能性もあるわけですね。これまで区で一生懸命やってくれていた方が都に持っていかれるような感じがします。

○指導室長 実際、区費の講師としてお勤めいただいている方が東京都の講師登録等をしているような場合はそのような可能性もあるかと思います。できれば、特別支援教室専門員として各学校にお勤めいただく形がよいのですが、18校全部に配置となれば、それを満たす数はありませんので、東京都としても選考が難しいのではないかと考えます。

○小島委員長職務代理者 絶対数が足りない可能性もあるのですね。

○指導室長 はい。

○小島委員長職務代理者 校内委員会と教育委員会による判定委員会ですが、校内委員会ではどういう方々がメンバーとなるのですか。

○学務課長 教員やスクールカウンセラーの方々です。

○小島委員長職務代理者 はい、わかりました。

○永山委員 巡回指導教員は何人ぐらいいるのでしょうか。

○指導室長 先ほど申し上げたように、港区全体で対象となる児童の10人につき1人ということですが、対象児童の人数が確定していないので今のところ未定です。

○永山委員 その方がどのくらいの割合で巡回校には行くのでしょうか。毎日ですか。

○指導室長 現在、特別支援教室で区の事業として実施しているものに準じて行う形になると思いますが、実際は拠点校も含めて3校、1つの拠点校が担当しますので1人に週2日が大体平均的な形になるかと思います。人数や支援の必要の度合いによって様々な状況が考えられます。校内委員会や学務課で提供する情報をもとに各学校と相談の上、配置する日数や時間等を検討していくことになると思います。

○綱川委員 巡回指導教員が来られない時の巡回校では、取り出しの授業を例えば専科でやるなど、

時間があいている先生が指導をすることになりますか。

○指導室長 今も、基本的には、対象となる児童に対して、教室での授業を受けることが原則でしたので、その児童の発達障害の特性等に応じて、別室で指導する時間に合わせた形で行っています。したがって、基本は教室で過ごすことになります。巡回指導教員が行かないときは、基本、教室で過ごすことになります。

つけ加えますと、学習指導員等が今配置されていますので、その部分も含めて、併用する形で支援をしていくという形は、港区としては、引き続き行っていくことになります。学習支援員は当然教室で支援します。

その子一人一人の障害の特性、支援のあり方等を勘案して決めていくことになります。

○綱川委員 取り出しによる指導というのは現状でも余りないということですね。

○指導室長 教室での支援が必要なのか、それとも、静かな環境で個別に支援をしていくことが必要なのかを判断しますので、子どもによっては一日、週で4時間から8時間とか、決して少ないとか多いとかいうことではなくて、その子の特性に応じて、すべての学校において別室で指導ができる形になります。

いずれにしても、新しい制度ですので、実施しながらどういう形が一番いいのか。最終的に、子どもたちが教室での授業にきちんと自分の力でついていけるようにすることをねらいとしてやるものですから、そのあたりを考えていくことになると思います。

○永山委員 中学校では赤坂中学校の特別支援学級がそれに似ているようですが、そのような特別支援学級が全校に設置されるのでしょうか。

○指導室長 赤坂中学校には情緒障害、自閉症等のための固定の特別支援学級があります。この特別支援教室の仕組みとは違うものになります。判定委員会等を経て赤坂中学校の特別支援学級に入るということは、希望して入学を許可された生徒が入る学級ですので、この特別支援教室の仕組みとして行うものとは別のものとなります。現時点では、中学校への特別支援教室の設置について、具体的な案等は出ていないということです。

○小島委員長職務代理者 これは小学校だけですか。

○綱川委員 将来的には中学校でもやっていく可能性があるわけですか。今のところは決まっていないですね。

○指導室長 はい。

○小島委員長職務代理者 現場は混乱しないですか。大丈夫ですか。

○指導室長 混乱しないように実施してまいります。

○綱川委員 よろしく願います。

○指導室長 今でも、学習支援の配置等については、配置する前も配置した後も、学務課の就学相談員の皆さんや指導主事が状況に応じて、学校を巡回して適切な支援ができるような形をとっています。対象となる児童については、教育課程等、指導方針について、その学校ごとに出していただく形になると思いますが、適切に指導室で指導しながら、学級で集団の中で学習がすすめられるよ

う支援を進めていく形になると思います。

○小島委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

5 後援名義等の10月分使用承認について

6 生涯学習推進課の10月事業実績について

7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

8 図書館・郷土資料館の10月行事実績について

9 図書館の10月分利用実績について

○小島委員長職務代理者 次に、「後援名義等の10月分使用承認について」「生涯学習推進課の10月事業実績について」「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の10月行事実績について」「図書館の10月分利用実績について」この5件の定例報告については、配付資料のとおりです。各案件について、ご質問はございますか。

(なし)

○小島委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○小島委員長職務代理者 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○小島委員長職務代理者 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、臨時会を11月24日火曜日、午前9時から開催予定です。よろしくお願いいたします。
皆さん、お疲れ様でした。

(午前11時05分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 小 島 洋 祐

港区教育委員会教育長 小 池 眞喜夫